

## 平成 21 年度環境技術実証事業実施要領の改訂案の概要について

平成 21 年度環境技術実証事業実施要領の改訂案について、その概要は以下のとおり。

### 1. 制度的事項

#### (1) 平成 21 年度の対象技術分野について

- ① 閉鎖性海域における水環境改善技術分野を国負担体制から手数料体制へ移行させる。
- ② VOC 簡易測定技術分野、ヒートアイランド対策分野（地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム）及びヒートアイランド対策分野（IT 機器等グリーン化技術）を国負担体制で開始する。

該当箇所：[序] > [3. 費用分担等に関する基本的な考え方]

#### (2) (現)ロゴマーク((新)実証ロゴマーク)の改訂及びユーザー使用表示ロゴマークの導入

該当箇所：[第 1 部]及び[第 2 部] > [第 10 章 ロゴマークの使用]

#### (3) 山岳トイレ分野における経年調査のための事前調査等、実証運営機関において、翌年度に申請が見込まれる対象技術を予め調査・とりまとめ等ができることを実施要領で明確にした。

該当箇所：[第 2 部] > [第 1 章] > [3. 実証運営機関]

### 2. 事務的事項

#### (1) 公益法人制度改革関連三法の施行により、20 年度実施要領における民法 34 条に基づく公益法人の規定を修正。なお、実証運営機関・実証機関の募集の範囲については事実上同じ。

該当箇所：[第 1 部] > [第 4 章] > [1. 実証機関の選定の手続き(1)]  
 [第 2 部] > [第 3 章] > [1. 実証運営機関の選定の手続き(1)]  
 > [第 5 章] > [1. 実証機関の選定の手続き(1)]

#### (2) 実績実証機関の公募申請手続きの簡略化措置については、対象技術分野によって必要書類の違いや面談等を要する等の事情があるため、その施行如何については、対象技術分野ごとに環境省において決めるとしたものの。

該当箇所：[第 1 部] > [第 4 章] > [1. 実証機関の選定の手続き 注]  
 [第 2 部] > [第 5 章] > [1. 実証機関の選定の手続き 注]